

平成31年第Ⅰ回 短答式試験

解答解説・監査論

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
3	3	1	5	2	3	6	5	2	4
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
5	1	6	5	3	2	4	3	1	4

- 必ず得点したい問題 (解説では問題番号に *** を付しています。)
- 50%の正答率を確保したい問題 (解説では問題番号に ** を付しています。)
- 得点できなくてもよい問題 (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン：67.5点/100点

本試験、お疲れ様でした。

例年に比べ、難しかった印象です。特に制度論については施行規則等にまで及ぶような細かすぎる内容が多く、そこまで学習範囲を広げることは受験生にとって酷すぎるものでした。こうした問題はどんどんパスして、簡単な実施論・報告論へ進めた方が効率的に得点できたのではないのでしょうか。問題13以降は過去問の類題も多く、過去問集等で出題傾向にあった対策をしていた方には難く解けたと思います。

問題 1 重要性***

財務諸表監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 監査人の監査実施の総括的目的の一つは、監査人が全体として財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることにより、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されているかどうかに関して、意見を表明できるようにすることである。

イ 監査人は、法律上の解釈が必要となるような違法行為の兆候を発見した場合には、意見表明による財務諸表の適正性の保証の対象としてではなく、当該事項の経営者等への報告によって対応しなければならない。

監査人は違法行為に対しても財務諸表の適正性に関する保証業務の枠組みの中で対応する。

企業が実際に法令を遵守していることに関する十分な情報を経営者からも監査役等を通じても入手できない場合、監査人は、不正の可能性及び財務諸表への影響を含め、違法行為が疑われる状況における法令の適用について、企業の法務部門又は顧問弁護士に見解を求めることを検討する場合がある。(監基報250号18項)

ウ 監査人が財務諸表の表示に関して適正であると判断し、さらにその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の記載について強調する必要がある事項を監査報告書において追記することは、監査人の指導的機能に該当する。

追記情報の記載は監査人の情報提供機能の発揮として行われる。

エ 監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性など、財務諸表監査には固有の限界があるため、監査人が結論を導き、意見表明の基礎となる監査証拠の大部分は、絶対的というより心証的なものとなる。

問題 2 重要性*

公認会計士法に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア ある会社の財務書類について監査法人の行う監査証明業務に関与した公認会計士が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間内に、その被監査会社の連結会社の役員となった場合、当該監査法人は当該期間に係る被監査会社の監査証明業務を行うことはできない。

やむを得ない事情があると認められるとき、内閣総理大臣の承認を得たときは、監査法人の行う監査証明業務に関与した公認会計士が被監査会社の連結会社の役員となることができる。
(公認会計士の就職の制限の例外、CPA法28条の2ただし書.34条の14の2)

監査法人の行う監査証明業務に関与する公認会計士は、被監査会社の連結会社の役員である場合、被監査会社の監査証明業務を行うことはできない。(特定の事項についての業務の制限、CPA法24条.34条の11第1項)

- イ 公認会計士が会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務を行いながら同時に監査証明業務を行うことは、公認会計士が監査人として自ら行った業務を自らの監査対象とすることにつながるおそれがあることから、いかなる場合にも禁止される。

監査証明業務と一定の非監査証明業務（継続的な報酬を受けている会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務）の同時提供の禁止は、公認会計士法上の大会社に適用される。(会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務、CPA法34条の11の2)

- ウ 監査法人の社員は、他の社員全員の承認を受けた場合には、自己又は第三者のために、その監査法人の業務と競合する監査証明業務を行うことができる。

非監査証明業務である場合に限り、他の社員全員の承認を受けて監査法人の業務の範囲に属する業務を行うことができる。(社員の競業の禁止、CPA法34条の14第2項)

- エ 公認会計士が、故意に、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、2年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。

(虚偽又は不当の証明についての懲戒、CPA法30条1項)

問題 3 重要性*

監査人の職業倫理及び独立性に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査事務所は、独立性の保持が要求される全ての専門要員から、独立性保持のための方針及び
*** び手続の遵守に関する確認書を、少なくとも年に一度入手しなければならない、その際入手する
○ 確認書は紙媒体又は電子的媒体によることができる。

品基報1号23項 A11項

- イ 被監査会社が上場企業の場合、監査人は、独立性を阻害する要因を識別したとき、当該要因
* を除去又は許容可能な水準にまで軽減するために講じられたセーフガードについて、当該企業
○ の監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

監基報260号15項

- ウ 監査事務所は、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを確保するた
** めに、独立性の保持のための方針及び手続を定めなければならないが、当該方針及び手続が適
× 用されるのは、監査事務所及びその専門要員であり、監査事務所が所属するネットワーク・フ
ァームの専門要員は含まれない。

監査事務所は、監査事務所、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者（ネットワーク・ファームの専門要員を含む。）が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めなければならない。(品基報1号20項)

- エ 監査人は、被監査会社との間の特別の利害関係を検討するに当たって、被監査会社の持分法
* 適用会社まで考慮に入れる必要はない。

- × 被監査会社との間の特別の利害関係の検討にあたり、持分法適用会社（関連会社等）も考慮される。(CPA 法施行規則3条1項2号)

問題 4 重要性**

金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 公認会計士又は監査法人は、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合であっても、守秘義務から、自らが行った金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の財務計算に関する書類及び内部統制報告書の監査証明について参考となるべき報告又は資料の提出をしてはならない。

内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第一項及び第二項の監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。(金商法193条の2第6項)

- イ 上場会社が提出する財務計算に関する書類は、原則として、公認会計士又は監査法人による監査証明が必要であるが、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合には、監査証明は不要となる。

(金商法193条の2第1項3号)

- ウ 金融商品取引法は、上場会社の監査証明を行う公認会計士又は監査法人を会社法上の会計監査人とすることを求めている。

規定なし

- エ 四半期財務諸表の監査証明は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された四半期レビューの結果に基づいて作成される四半期レビュー報告書により行われる。

問題 5 重要性**

会社法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 会計監査人は、会社の役員と同様に委任に関する規定に従い、その任務を怠ったときは会社
*** に対して損害賠償責任を負うが、全ての株主が同意した場合には免除される。

○

株式会社に対する損害賠償責任の免除、会社法424条

イ 監査等委員会設置会社において、原則、監査等委員である取締役の任期は2年、それ以外の
** 取締役の任期は1年である。ただし、それぞれの任期について、後者が前者を超えない範囲で
× 定款又は株主総会の決議で短縮することが可能である。

監査等委員である取締役の任期については、定款又は株主総会の決議によって短縮することはできない。(取締役の任期、会社法332条1項4項)

ウ 監査等委員会設置会社において、取締役会は必ずしも過半数が社外取締役である必要はない
** が、監査等委員会は過半数を社外取締役が占めなければならない。

○

会社法331条6項

エ 監査役は、必要に応じて、子会社に事業の報告を求めること並びに子会社の業務及び財産の
*** 状況を調査することが可能であり、子会社は、これらを拒むことができない。

×

正当な理由のあるとき、子会社は監査役の調査を拒むことができる。(会社法381条4項)

問題 6 重要性***

内部統制監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア 内部統制監査において、監査人が内部統制の有効性を評価する際に、内部統制の有効性の経営者による評価結果を利用しない場合には、監査人は経営者の評価方法を具体的に検証する必要はない。

内部統制監査実施基準Ⅲ1.

- イ 我が国の内部統制監査に関する基準上、経営者による内部統制の有効性に関する評価結果と関係なく、内部統制の整備及び運用状況を監査人が直接検証する形式の内部統制監査も認められている。

我が国では直接報告業務（ダイレクト・レポーティング）は採用されない。（内部統制監査実施基準Ⅲ1.）

- ウ 内部統制監査を実施する監査事務所は、原則として財務諸表監査と同一でなければならないが、当該監査事務所の中で業務執行社員まで同一であることは求められていない。

同一の監査人とは、監査事務所のみならず、業務執行社員も同一であることを意味している。（内部統制監査基準Ⅲ2.）

- エ 内部統制監査における経営者による内部統制の有効性の評価結果は、その評価方法を具体的に検証することによって、監査人自らが入手した監査証拠として利用することができる。

内部統制監査実施基準Ⅲ4.(2)①□ a

問題 7 重要性*

内部統制監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア 監査人は、全社的な内部統制の運用状況を検討するに当たり、経営者により統制環境に係るいくつかの項目について内部統制の運用状況に関する記録が作成されていない場合には、評価の対象となる情報が存在しないため、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果に関して不適切なものがあるものとして評価する。

上記場合には、監査人は関係者への質問や観察等により運用状況を確認する。(内部統制監査実施基準Ⅲ4.(1)①)

- イ 監査人は、内部統制監査業務について、関係法令に規定する身分的、経済的利害関係を有してはならず、二重責任の原則の適用も受けるため、経営者から内部統制の構築の段階において意見を求められても応じてはならない。

指導的機能の発揮として意見を求められたら応じる必要がある。(内部統制監査実施基準Ⅲ1.)

- ウ 内部統制監査において、監査人が経営者の内部統制の運用評価の妥当性を検討する際に、監査人自身はサンプル抽出を全く行わずに経営者の抽出したサンプルを自らの用いるサンプルとして選択して検討を行うことがあり得る。

内部統制監査実施基準Ⅲ4.(2)①□ a

- エ 監査人は、経営者による業務プロセスに係る内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、経営者が評価した個々の統制上の要点について、内部統制の基本的要素が適切に機能しているかを判断するため、実在性、網羅性、権利と義務の帰属等の監査要点に適合した監査証拠を入手しなければならない。

内部統制監査基準Ⅲ3.(4)

問題 8 重要性***

四半期レビューに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 四半期レビューにおいて監査人が要求される保証水準は財務諸表監査よりも低いため、職業的懐疑心の発揮の程度は、財務諸表監査のそれよりも低くなる。

×

財務諸表監査同様に職業的懐疑心を保持して四半期レビューを遂行しなければならない。(監保実83号12)

イ 四半期レビュー基準において監査人は、質問に対する回答が合理的である場合には、当該回答を裏付ける証拠の入手は要求されない。

○

監保実83号31

ウ 四半期レビューにおいて分析的手続を実施した結果、財務変動に係る矛盾又は異常な変動に気付いた場合には、監査人は関係書類の閲覧を実施してその原因を確認しなければならない。

×

上記場合、監査人は追加的な質問を実施してその原因を確認しなければならない。(監保実83号31項②)

エ 四半期レビュー手続において監査人は、四半期財務諸表における会計上の見積りに対して、経営者が行った見積りの方法の評価、経営者の見積りと監査人が行った見積りの比較及び経営者の見積りと実績との比較等は要求されない。

○

四半期レビューにおいて実証手続きは実施されない。

問題 9 重要性***

監査の品質管理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査事務所は、品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、品質管理のシステムの監視などに関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを、内部規程や監査マニュアル等において文書化し、かつ専門要員に伝達しなければならない。

品基報1号16項

- イ 主要な担当者が同一の監査業務に長期間にわたって関与した場合、独立性を阻害する馴れ合い及び自己利益を生じさせてしまうことがあるため、監査事務所は、全ての監査業務において、監査責任者及び審査担当者を一定期間でローテーションさせなければならない。

ローテーション・ルールは、公認会計士法上の大会社について適用される。(CPA法24条の3)

- ウ 監査責任者は、監査報告書日以前に、得られた結論と監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめる責任はあるが、全ての監査調書を査閲することまでは求められていない。

監基報220号 A15項

- エ 監査人は、監査報告書日後、適切な期限内に、監査ファイルにおける監査調書を整理し、監査ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了しなければならないが、監査ファイルの最終的な整理が完了した後に、監査調書の修正又は追加の記録を行うことはない。

必要と認められる場合には、監査ファイルの最終的な整理の完了後における監査調書の修正又は追加の記録を行うことができる。(品基報1号 A57項)

問題10 重要性*

監査業務の審査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査業務の審査担当者に求められる十分かつ適切な知識、経験、能力、職位等の資格は、個
*** 々の業務の状況によって異なるが、原則として、その監査業務に対する客観性を有する者の中
× から、監査責任者が審査担当者を指名する。

審査に関する方針及び手続には審査担当者に関して、実務的に不可能な場合を除いて、監査責任者が審査担当者を指名しないことを規定する。(品基報1号 A44項)

- イ 審査担当者は、監査チームが行った重要な判断や監査意見を客観的に評価することを求めら
** れており、審査において、重要な事項について監査責任者と討議するだけでなく、監査チーム
○ が行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討も実施しなければならない。

監基報220号19項

- ウ 監査事務所は、特定の監査業務に関して審査担当者を選任せず、適格者で構成される会議体
** による審査を実施することができる。この場合、会議体の構成員が従事している監査業務の審
○ 査においては、当該構成員は審査には加われないものの案件の説明はできる。

品基報1号 A46項

- エ 監査責任者は、審査担当者の客観性を維持できるか否かにかかわらず、自らが行った判断を
* 審査担当者が同意するかどうかを確かめるため、業務の実施中に、審査担当者に専門的な見解
× の問合せを行うことはできない。

監査責任者は、審査担当者に専門的な見解の問合せを行うことができる。(品基報1号 A43項)

問題11 重要性**

企業会計審議会が公表した監査に関する諸基準についての記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人が財務諸表監査を行うに当たり、監査における不正リスク対応基準は、常に監査基準及び監査に関する品質管理基準とともに一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成するため、監査基準及び監査に関する品質管理基準と一体となって適用されなければならない。

監査における不正リスク対応基準は、上場企業等が対象とされる。(不正リスク対応基準設定前文3(1))

- イ 監査人が四半期レビュー手続を行うに当たり、四半期レビュー基準の他に、監査人が備えるべき要件及び監査に対する姿勢について定めている監査基準の一般基準及び監査に関する品質管理基準が適用される。

- ウ 監査人は、内部統制監査を行うに当たり、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の他に、監査基準の一般基準を遵守することが求められるが、監査に関する品質管理基準を遵守することは求められない。

内部統制監査を行うに当たっても、監査に関する品質管理基準を遵守することも求められる。

- エ 監査人が中間監査を行うに当たり、中間監査基準の他に、監査に関する品質管理基準が適用されるが、監査基準はそのまま中間監査に適用されるのではなく基本的には準用される。

問題12 重要性**

監査における正当な注意と職業的懐疑心に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査における正当な注意とは、職業的専門家として当然払うべき注意であり、専門家の責任
** の限界にも関連するが、公認会計士法では監査人が監査証明について「相当の注意」を怠った
○ かどうかで懲戒処分の対象となる場合がある。

イ 監査人による職業的懐疑心の保持や発揮が適切であったか否かは、具体的な状況において監
* 査人が行った監査手続の内容で判断される。
○

正当な注意を払ったかの判断として監査手続の内容を検討する、と読み取って正とする。

ウ 監査人に求められる職業的懐疑心は、現在特に重視されており、監査人は、財務諸表監査を
*** 行うに際し、経営者が誠実であるという想定は認められず、経営者は不誠実であるという想定
× をして監査を行う場合がある。

本基準における職業的懐疑心の考え方は、これまでの監査基準で採られている、監査を行うに際し、経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点を変更するものではないことに留意が必要である。(不正リスク対応基準設定前文4(2))

エ 監査人は、矛盾する監査証拠を見出した場合など、経営者に対する職業的懐疑心を高めるこ
*** とがある一方で、過去の経験に基づいて経営者に信頼が置けると認識して、職業的懐疑心を保
× 持する必要性を軽減できる場合がある。

過去の経験に基づいて経営者に信頼が置けると認識しても職業的懐疑心を保持する必要性は軽減されない。(監基報200号 A21号)

問題13 重要性***

監査計画に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査計画の目的及び監査計画に係る活動の内容と範囲は、初年度監査，継続監査いずれにおいても同じである。

×

初年度監査には追加的な考慮事項に関する監査計画が必要とされる。(監基報300号12項)

イ 監査人は、監査計画通りに円滑に監査を実施するために、実施する監査手続の種類や実施時期等の監査計画の内容に関する事項について、事前に経営者と協議するとともに、被監査会社の従業員の業務と連携しなければならない。

×

監査人は、監査の実施と管理を円滑にするために、監査計画の内容について経営者と協議することがある。例えば、立案した監査手続の一部について、企業の従業員の業務と連携することが含まれる。(監基報300号 A3項)

ウ 監査計画の策定は、前年度の監査の終了直後、又は前年度の監査の最終段階から始まり、当年度の監査の終了まで継続するが、監査計画には、例えば専門家の業務の利用の程度の決定のようなリスク対応手続の実施前に完了することが必要な活動が含まれる。

○

監基報300号 A2項

エ 監査人は、監査手続を計画した時点での利用可能な情報と著しく異なる情報に気付いた場合、改訂されたリスク評価の結果に基づいて監査計画を修正することが必要となるが、この修正は監査の基本的な方針まで及ぶことがある。

○

監基報300号9項.A13項

問題14 重要性***

監査上の重要性に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、監査を計画するに当たっては、企業の具体的な状況等を考慮した上で、財務諸表のあらゆる利用者の経済的な意思決定に影響を与えるかどうかという観点から重要性を検討し決定する。

事業活動、経済活動及び会計に関する合理的な知識を有し、真摯に財務諸表上の情報を検討する意思を有している利用者等を想定している。(監基報320号4項)

イ 監査人は、製薬会社の研究開発費のように、個別の財務諸表項目であるが、投資家が投資意思決定において重視している開示項目については、個別に重要性の基準値を設定することがある。

監基報320号 A7項

ウ 監査人は、監査計画の策定時に重要性の基準値を設定し、これと監査の実施過程で発見された虚偽表示の金額との比較で最終的に監査意見を形成する。したがって、監査人は、監査実施の過程において、当初決定した重要性の基準値を変更してはならない。

監査人は、監査の実施過程において、当初決定した重要性の基準値を改訂すべき情報を認識した場合には、重要性の基準値を改訂しなければならない。(監基報320号11項)

エ 手続実施上の重要性を重要性の基準値よりも低く設定する理由は、未修正の虚偽表示及び未発見の虚偽表示があった場合に、それらの合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な低い水準に抑制するためである。

監基報320号 A9項

問題15 重要性***

リスク評価手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査人は、過年度の監査で実施した監査手続から得られた情報を利用することがある。その
*** 場合には、当該情報が当年度においても適合しているかどうかを検討しなければならない。
○

監基報315号8項

イ 監査人は、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうか
*** を決定する際、関連する統制活動を含む内部統制の影響を考慮しなければならない。
×

監査人は、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうか
を決定する際、関連する内部統制の影響を考慮してはならない。(監基報315号26項)

ウ 監査人は、リスク評価手続において、質問及び分析的手続を必ず実施しなければならないが、
*** 重要な虚偽表示リスクが高いと見込まれる場合には、追加的に記録や文書の閲覧も実施しな
ければならない。
×

リスク評価手続においては、以下の手続を含めなければならない。(監基報315号5項)

- (1) 経営者への質問、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別するために有用な
情報を持っていると監査人が判断した場合には、その他の企業構成員への質問
- (2) 分析的手続
- (3) 観察及び記録や文書の閲覧

エ 監査人は、監査の効率性の観点から、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別
*** し評価するために実施する監査手続を、運用評価手続や実証手続と同時に実施することがある。
○

監基報330号 A21項

問題16 重要性***

リスク対応手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 適切な財務報告に対する経営者の姿勢に重大な問題があるなど、広く財務諸表全体に関連する重要な虚偽表示リスクがある場合の監査人の対応には、例えば、監査チームメンバーへの指導監督の強化、より確かな心証が得られる監査証拠を入手するための監査手続の変更が含まれる。

監基報330号 A1項

- イ 監査人は、期末日前を基準日として実証手続を実施する場合、期末日前を基準日として実施した実証手続の結果に照らして期末日現在の残高の妥当性を検証するため、基準日から期末日までの残余期間について運用評価手続を実施しなければならない。

監査人は、期末日前を基準日として実証手続を実施する場合には、期末日前を基準日として実施した実証手続の結果を期末日まで更新して利用するための合理的な根拠とするため、残余期間について以下のいずれかの手続を実施しなければならない。(監基報330号21項)

- (1) 運用評価手続と組み合わせて、実証手続を実施すること。
(2) 監査人が十分と判断する場合、実証手続のみを実施すること。

- ウ 監査人は、実証手続のみではアサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、関連する内部統制を理解するとともに、内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠を入手するために、運用評価手続を立案し実施しなければならない。

監基報330号7項

- エ 監査人は、特別な検討を必要とするリスクをアサーション・レベルで識別した場合、当該リスクへの対応として実証手続のみを実施するときには、詳細テスト及び分析的実証手続を実施しなければならない。

監査人は、特別な検討を必要とするリスクに対して実証手続のみを実施する場合、詳細テストを含めなければならない。(監基報330号20項)

問題17 重要性***

監査サンプリングに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査サンプリングには、統計的サンプリングと非統計的サンプリングがあるが、詳細テスト
* の実施に際して、著しく多くのサンプル数を抽出する必要がある場合には、統計的サンプリングを実施しなければならない。
×

統計的サンプリング又は非統計的サンプリングのいずれの手法を用いるかは、監査人の判断により決定されるが、抽出されるサンプル数自体は、統計的サンプリング又は非統計的サンプリングの選択を決定付ける判断基準とはならない。(監基報530号 A9項)

- イ サンプリングにおけるサンプル数は、統計的手法によって決定するだけでなく、監査人の職業的専門家としての判断によって決定することができる場合もある。

○

サンプル数は、統計的手法を適用することによって、又は職業的専門家としての判断によって決定される。(監基報530号 A11項)

- ウ 監査人が運用評価手続におけるサンプル数を決定する際に、テストすべき母集団における予想逸脱率が高いほど、実際の逸脱率を合理的に推定するために、より多くのサンプル数が必要となる。

○

監基報530号付録2

- エ 取引種類又は勘定残高から特定項目を抽出する試査は、潜在的に誤謬を含む可能性が高い項目等を母集団から抽出する監査手続であり、発見された誤謬をもとに母集団全体の特性を推定することができる。
×

取引種類又は勘定残高から特定項目を抽出する試査は、監査証拠を入手する効率的な方法ではあるが、それは監査サンプリングによる試査には該当しない。この方法によって抽出した項目に対して実施した監査手続の結果からは、母集団全体にわたる一定の特性を推定することはできない。(監基報500号 A55項)

問題18 重要性***

監査基準「第四 報告基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、財務諸表に対して限定付適正意見を表明する場合、監査報告書の意見区分の直前に、限定付適正意見を表明する原因となる事項について記載する区分を設けなければならない、
** 当該区分には金額的な影響額とそれに関する説明を記載することがある。
○

監基報705号16項

- イ 監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準
*** 拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならないが、
× 意見不表明の場合には、当該審査を受ける必要はない。

監査意見の類型によらず審査を受ける必要がある。(監査基準第四5.)

- ウ 監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、かつ、未発見の虚
*** 偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であると
× 判断する場合には、不適正意見を表明しなければならない。

監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合には、以下に従って、その取扱いについて判断しなければならない。(監基報705号12項)

(2) 監査人は、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範であり、その状況を伝達するためには監査意見の限定では不十分であると判断する場合には、以下のいずれかを行わなければならない。

- ① 現実的な対応として可能であれば、監査契約を解除する。
- ② 監査報告書を発行する前に監査契約を解除することが現実的に不可能な場合、財務諸表に対して意見を表明しない。

- エ 監査人は、仮想通貨取引といった新しい会計取引が行われている場合、財務諸表の適正性を
** 判断するに当たり、経営者による会計方針の選択や適用方法が、会計事象や取引の実態を適切
○ に反映するものであるかどうかを自己の判断で評価しなければならない。

H14監査基準改訂前文三9(1)

問題19 重要性***

監査報告書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

- ア 監査報告書では、表題において、監査人が独立性についての職業倫理に関する規定の全てを満たしていることの表明が示されているとともに、その他の事項区分において、法令の規定により記載すべき利害関係がない旨を記載することが求められている。

監基報700号 A15項.文例

- イ 財務諸表に対する経営者の責任区分には、監査の前提に関する利用者の理解に資するために、経営者が、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任を有すること、並びに不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成に必要な内部統制の整備及び運用に対して責任を有することが必ず記載されなければならない。

監基報700号23項

- ウ 監査人は、経営者確認書を企業の代表取締役や最高財務責任者から入手することから、監査報告書の宛先についても代表取締役とするのが通常である。

×

監査対象となる財務諸表を作成する企業の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とする。我が国の場合、通常、取締役会となる。(監基報700号 A16項)

- エ 監査人の責任区分には、監査手続が監査人の判断により不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される旨、並びに監査人が財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために試査に基づき監査を実施する旨を記載しなければならない。

×

監査報告書に試査に基づき監査を実施する旨は記載されない。(監基報700号25～30項)

問題20 重要性**

「監査における不正リスク対応基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 監査人は、被監査企業と取引先企業との通謀、いわゆる循環取引が疑われる場合には、監査
* 役等に報告し、協議の上、取引先企業の監査人と連携するよう監査計画を修正しなければなら
× ない。

取引先企業の監査人との連携は被監査企業と取引先企業の通謀が疑われる場合の一つの監査
手続であると考えられるものの、不正リスク対応基準には含まれなかった。(不正リスク対
応基準設定前文一2)

- イ 監査人は、監査実施の過程において、経営者の関与が疑われる不正を発見した場合には、監
** 査役等に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めなければならない。
○

不正リスク対応基準18

- ウ 監査人は、不正リスクが存在する場合に実施した積極的確認に対して、回答がないか、又は
*** 回答が不十分であったときは、全ての記載事項についての回答を入手できるよう留意し、代替
○ 的な手続に移行する場合には慎重に判断しなければならない。

不正リスク対応基準7

- エ 監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合には、
*** 想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を立案し監査計画を修正しなければなら
× ない。

監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別し
た場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、
経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない。(不正
リスク対応基準10)

監査人は、監査計画の策定後、監査の実施過程において不正による重要な虚偽の表示の疑義
があると判断した場合には、当該疑義に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、不正
による重要な虚偽の表示の疑義に関する十分な検討を含め、想定される不正の態様等に直接対
応した監査手続を立案し監査計画を修正しなければならない。(不正リスク対応基準12.)